

農林水産政策研究所連携研究「農産物・食品の輸出制限的措置による世界の食料需給・貿易構造及びフードセキュリティへの影響に関する研究」研究資料

農産物・食品の輸出制限的措置が 世界のフードセキュリティに与える影響と政策対応

令和8年8月

農林水産政策研究所

本刊行物は，農林水産政策研究所における研究成果について，主として行政での活用に資するため取りまとめた資料であり，学術的な審査を経たものではありません。研究内容の今後一層の充実を図るため，読者各位から幅広くコメントをいただくことができれば幸いです。

まえがき

近年、新型コロナウイルス感染症の拡大、地政学的リスクの高まり、気候変動の深刻化などを背景として、世界の食料需給を取り巻く不確実性は一層増大している。特に 2022 年には、ロシアによるウクライナ侵攻等を契機として 30 か国が農産物・食品の輸出制限的措置を実施し、国際市場における供給不足や食料価格の高騰を通じて、世界のフードセキュリティに深刻な影響を及ぼした。こうした状況を踏まえ、輸出制限的措置が世界の食料需給やフードセキュリティに及ぼす影響を明らかにするとともに、その政策的対応の方向性を明らかにすることが国際社会や学術的にも必要とされている。

このため、農林水産政策研究所では、2023～2025 年度の連携研究スキームとして、「農産物・食品の輸出制限的措置による世界の食料需給・貿易構造及びフードセキュリティへの影響に関する研究」を実施した。本研究は、農林水産政策研究所と大学コンソーシアムとの連携の下、制度分析、ミクロ実証分析及び部分均衡需給予測モデルなど、多様な分析手法を組み合わせ実施した点に特徴がある。

このうち農林水産政策研究所では、主要農産物輸出国における輸出制限的措置の発動要因を経済学的・政策学的観点から分析するとともに、輸出制限的措置が世界の食料需給、国際貿易及びフードセキュリティに及ぼす影響を評価した。さらに、輸出制限的措置を世界のフードセキュリティにおける重要な政策リスクとして位置付け、そのリスクを評価するためのフードセキュリティ指標のあり方や、国際的な政策対応の方向性について検討した。

本研究資料では、農林水産政策研究所が実施した連携研究の成果として、輸出制限的措置が世界のフードセキュリティに与える影響について、経済理論、実証分析及び国際的な政策動向を踏まえて考察するとともに、政策的対応の方向性を提示した。本研究資料が、フードセキュリティに関する研究の深化と政策立案、さらには国際的な政策対話の推進に資することを期待する。

令和 8 年 8 月

農林水産政策研究所
連携研究（輸出制限的措置）チーム

農産物・食品の輸出制限的措置が
世界のフードセキュリティに与える影響と政策対応

小泉 達治・古橋 元・作山 巧

目 次

まえがき

1. はじめに	P1
2. 農産物・食料の輸出制限的措置の動向と発動の背景	P2
3. 農産物・食料の輸出制限的措置による世界のフードセキュリティに与える 影響	P7
4. 農産物・食料の輸出制限的措置への政策的対応	P8
5. 農産物・食料輸出制限的措置に関する政策提言	P9
6. 結論	P11
附属資料	P14

農産物・食品の輸出制限的措置が 世界のフードセキュリティに与える影響と政策対応

小泉 達治・古橋 元・作山 巧

1. はじめに

国際穀物等価格は、2020 年後半以降、上昇基調で推移しており、2022 年 2 月のロシアによるウクライナ侵攻に加えて、同年 5 月以降、主要輸出国等が農産物・食品の輸出制限的措置（以下、「輸出制限的措置」という。）を発動したため、国際穀物等価格はさらに上昇・不安定化した。これにより、途上国を中心とする世界のフードセキュリティに多大な影響を与えることが国際社会から懸念されている。これまで、輸出制限的措置に関する研究では、Abbott (2012) が輸出制限的措置による価格安定効果について考察した。Timmer (2008) は、輸出制限的措置が 2008 年と 2011 年の価格高騰の主要要因であると指摘した。Martin and Anderson (2011) は、すべての国が輸出制限的措置を講じても国内価格の安定化には効果がない一方、食料市場に対する外生的ショックに伴う国際的な価格の不安定化を助長するリスクを指摘した。国内の研究では、三石 (2014) は米国における穀物の輸出制限的措置についての考察を行った。作山 (2012) 及び He (2021) は輸出規制の発動要因について実証分析を行った。ただし、輸出制限的措置を世界のフードセキュリティにおけるリスクとして分析した研究はこれまで十分に行われていない。

国際的に使用されているフードセキュリティの定義は、2009 年に FAO「世界食糧サミット」において合意された「全ての人がいかなる時にも、彼らの活動的で健康的な生活を営むために必要な食生活のニーズと嗜好に合致した十分かつ安全で、栄養のある食料を物理的にも社会的にも経済的にも入手可能であるときに達成される」であり、「供給可能性」(Availability)、「物理的・社会的・経済的入手可能性」(Access)、「適切な利用」(Utilization)、「安定性」(Stability) の要素から構成されている。フードセキュリティは、世界、地域（地理的区分）、国、地方、自治体、集落、家庭、個人レベルまでを包括しており、日本の「食料安全保障」は国レベルのフードセキュリティと位置付けられる。本研究では、輸出制限的措置が途上国を中心とする栄養不足人口に与える影響を主として考察するため、フードセキュリティを対象とする。本研究では、輸出制限的措置が世界のフードセキュリティに与える影響を検証するとともに、需要曲線と供給曲線を用いてその経済理論を明らかにし、併せて国際社会の対応について考察することを目的とする。なお、輸出制限的措置としては、輸出数量制限、輸出税、輸出課徴金等がある（松下, 2008）が、本研究では、フードセキュリティに最も大きな影響を与えていると考える輸出数量制限を対象にする。

2. 農産物・食料の輸出制限的措置の動向と発動の背景

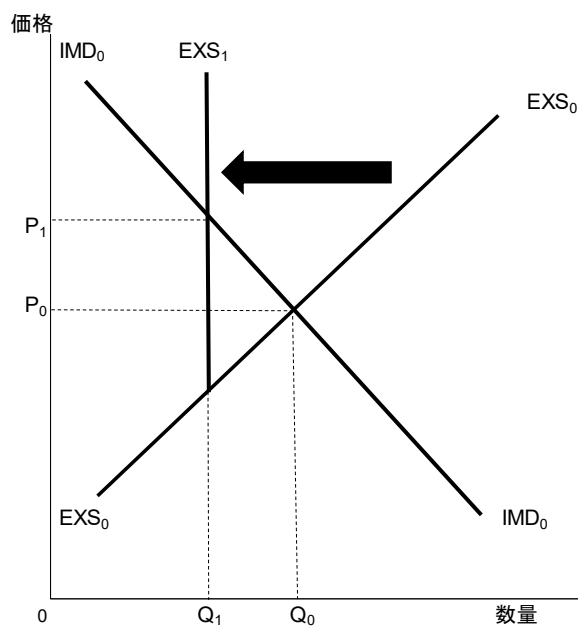
輸出制限的措置については米国が 1970 年代から 1980 年初頭にかけて発動したが、これらの発動の度に、国際穀物等市場は混乱し、価格は不安定化した。2006～2008 年時の「食料危機」時には 27 か国が輸出制限的措置を発動したことにより、国際農産物価格が高騰・不安定化した。また、2020 年の COVID-19 パンデミック時にも 20 か国が輸出制限的措置を発動した。そして、ウクライナ侵攻後の 2022 年には、ロシアをはじめ 30 か国が、小麦、コメ、トウモロコシといった穀物、油糧種子、小麦製品、植物油等の輸出制限的措置を発動した（IFPRI, 2023）。

米国において 1970 年代から 1980 年初頭にかけて合計 5 回実施された輸出制限的措置の理由は、「外交上および国家安全保障上の理由」であり、これは戦略物質としての食料が世界的にも注目された（三石, 2014）。その結果、米国は、農産物の国際市場の輸出シェアや輸出機会を失うのみならず国内の過剰在庫を抱えることとなった。このため、米国政府は過去の反省を踏まえ、これ以降、輸出制限的措置を発動していない。

2006 年～2008 年時の「食料危機」時には 27 か国が輸出制限的措置を発動したが、これ以降の輸出制限的措置は、これまで米国が行った「外交上および国家安全保障上の理由」とは異なり、国レベルとしてのフードセキュリティの確保を図るために実施されている点が大きく異なる。輸出制限的措置の多くは、自国におけるフードセキュリティの構成要素である「供給可能性」及び「安定性」を確保するため、国外への農産物・食料の流出を防ぎ、国内の食料供給量及び価格を安定させるために実施されている。

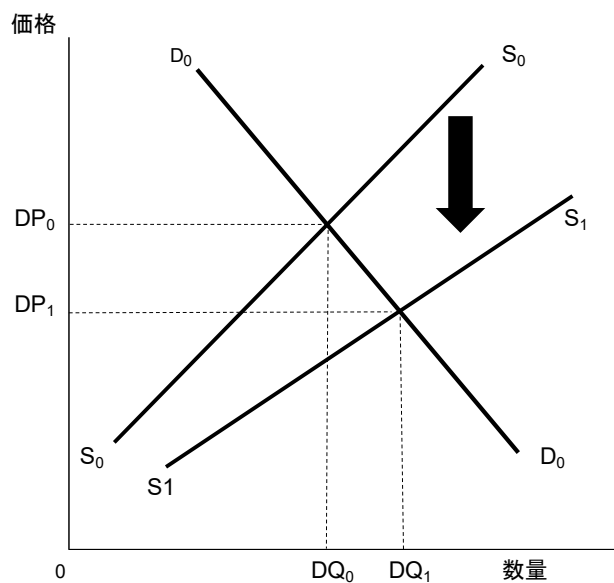
第 1 図～第 2 図は、輸出制限的措置のうち輸出数量制限が、国内及び国際価格に与える影響について、需要・供給曲線を用いて示したものである⁽¹⁾。以下では、輸出制限的措置による供給の変化に焦点を当てるために、需要曲線がシフトしないことを前提に分析する。A 国は「大国」であり、世界農産物 X 市場の供給においてシェアが大きく、その国内政策が商品 X の国際価格に影響を与え得る。国際価格に影響を与える主要な農産物純輸出国の A 国における農産物 X の輸出制限的措置発動前の輸出向け供給曲線は EXS_0 で、貿易相手国の輸入需要曲線は IMD_0 であり、 P_0 で輸出価格が均衡する（第 1 図）。ここで A 国が、国外への農産物・食料の過度な流出を防ぎ、国内の食料供給量及び価格を安定させるために農産物 X を対象に、 Q_1 を上限とする輸出制限的措置を実行する場合、輸出向け供給曲線は $EXS_0 - EXS_1$ と Q_1 で垂直に変化する。この結果、輸出向け価格は、 P_0 から P_1 に上昇する。

一方、A 国の農産物 X についての輸出制限的措置発動前における輸出制限的措置実施国の国内の供給曲線は S_0 、国内の需要曲線は D_0 であり、 DP_0 で価格が均衡している（第 2 図）。A 国の国内需給において、輸出制限的措置の発動により、国内の供給曲線は S_0 から S_1 へ下方シフトし、国内供給量は DQ_0 から DQ_1 に増加する。そして、輸出制限的措置発動により、輸出向け供給量が第 1 図に示したとおり、 Q_1 で価格に対して非弾力的となった分、国内の供給曲線は発動前に比べて弾力的となる。この結果、国内価格は、 DP_0 から DP_1 に下落する。



第1図 A国（農産物純輸出国かつ「大国」）における輸出制限的措置が農産物Xの輸出供給, 輸入需要, 価格に与える影響

資料: Koizumi, Furuhashi and Sakuyama (2025)



第2図 A国による輸出制限的措置が農産物Xの国内需給に与える短中期的影響

資料: Koizumi, Furuhashi and Sakuyama (2025)

この価格低下は、作付面積や農業投入物（肥料や農薬など）、農業投資の拡大に対して負のインセンティブとなる。

第3図は、A国における輸出制限的措置導入後の長期的な商品Xの国内需給曲線の推移

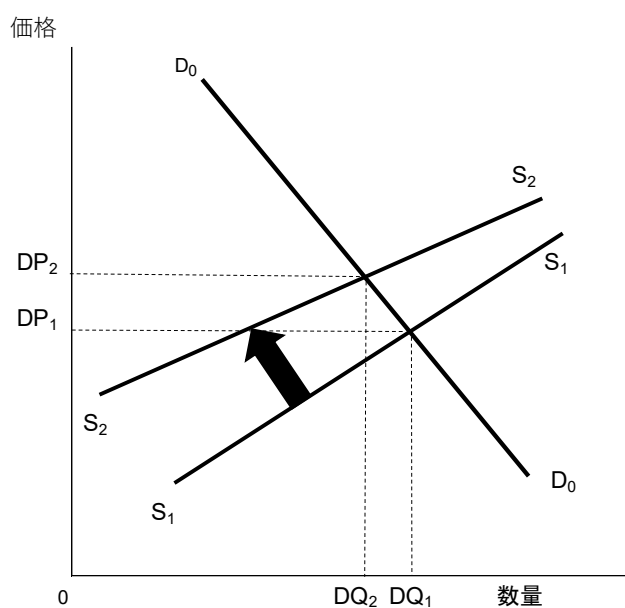
を示している。この図は、輸出制限的措置が長期的に国内市場に与える影響を示しており、国内供給曲線が上方に移動し、 S_1 から S_2 へ変化する。 S_2 は長期供給曲線であるため、 S_1 よりも価格に対する弾力性が高い。その結果、商品 X の国内価格は、 DP_1 から DP_2 へ上昇する。

こうした輸出制限的措置発動により、対象品目 X の世界貿易の需給と価格の関係については第 4 図のとおりである。輸出制限的措置発動前の輸出向け供給曲線は TS_0 、需要曲線は TD_0 であり、 IP_0 で価格が均衡する。ここで主要な純輸出国の A 国による輸出制限的措置発動によって、世界全体の供給曲線は IP_0 価格の均衡時より価格に対して非弾力的になって TS_1 へ左方にシフトし、世界の輸出向け供給量は TQ_0 から TQ_1 に減少する。さらに、国際価格は、 IP_0 から IP_1 に上昇する。

こうした輸出制限的措置の発動が、対象品目である農産物 X の純輸入国でかつ輸出制限的措置の非実施国（ B 国）への国内需給と価格の変化を示したのが第 5 図である。 B 国は「小国」である、世界農産物 X 市場におけるシェアが小さく、その国内政策が国際価格に影響を及ぼさないものと仮定する。 B 国において、輸出制限的措置発動前の国内の供給曲線は S_3 、国内の需要曲線は D_1 であり、 DP_3 で価格が均衡している。この場合、国内の供給曲線は国内生産量及び輸入量を含んでいる。主要な純輸出国の A 国による輸出制限的措置によって B 国の輸入が影響を受けることから B 国内の供給曲線は DP_3 価格の均衡時より価格に対して非弾力的になって S_4 へ左方にシフトし、国際市場からの X の供給量が Q_3 から Q_4 に減少する。この結果、国内価格は、 DP_3 から DP_4 に上昇する。こうした A 国の農産物 X の輸出制限的措置は、国際市場を通じて、純輸入国でかつ輸出制限的措置非発動の B 国の農産物 X の国内価格上昇につながる。

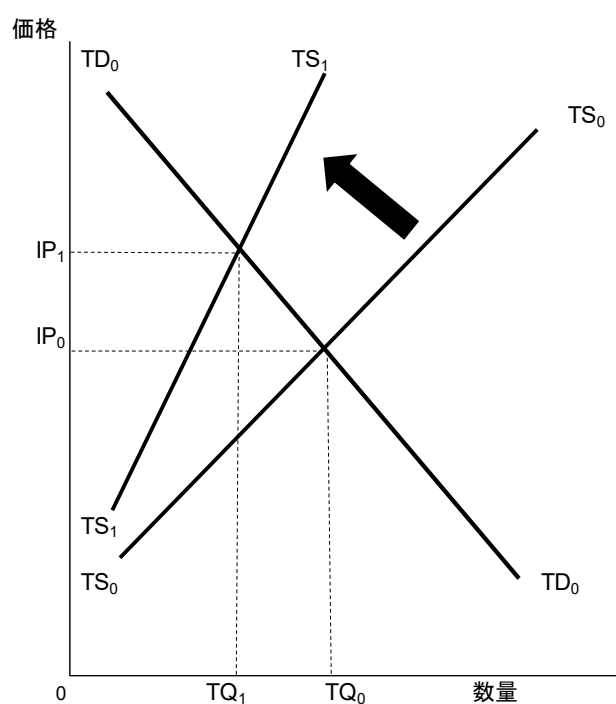
そして、 B 国内の栄養不足蔓延率が高い場合、 B 国のフードセキュリティに大きな影響を与えることが考えられる。このため、こうした食料価格の上昇により、純輸入国でかつ輸出制限的措置の非発動国においても、国外への農産物・食料の過度な流出を防ぎ、かつ国内の食料供給量及び価格を安定させるために、農産物 X について輸出制限的措置の発動を検討する国も現れる。また、 A 国や B 国の変化を受けて、食料純輸出国でかつ輸出制限的措置を発動していない国でも農産物 X の国際市場における価格上昇により、同措置の発動を検討することになる。

さらには、農産物 X の国内価格の上昇により、代替する農産物 Y の国内価格も上昇する場合、農産物 Y についての輸出制限的措置の発動を検討する国が現れることも考えられる。以上の第 1 図から第 5 図までの関係から、 A 国で発動した農産物 X の輸出制限的措置は、同措置を発動していない他の農産物 X の純輸出国及び純輸入国でも同措置発動の誘発要因となる。また、農産物 X を代替する農産物 Y にも輸出制限的措置が誘発されることにより、農産物 X の輸出制限的措置発動は、他の国のみならず国内の代替農産物 Y にも波及する「連鎖」的な発動が考えられる。



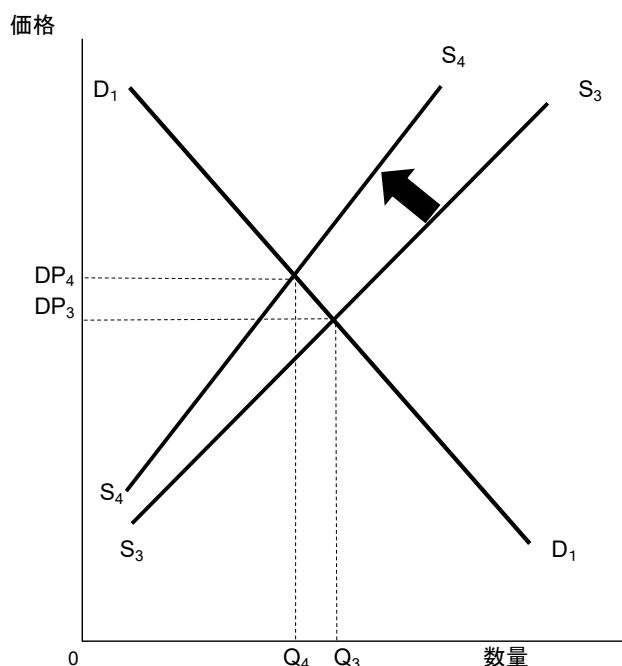
第3図 A国による輸出制限的措置が農産物Xの国内需給に及ぼす長期的影響

資料 : Koizumi, Furuhashi and Sakuyama (2025)



第4図 A国の輸出制限的措置が農産物Xの世界需給に与える影響

資料 : Koizumi, Furuhashi and Sakuyama (2025)



第5図 輸出制限的措置を実施していないB国（農産物Xの純輸入国かつ「小国」）の国内需給に与える影響

資料：Koizumi, Furuhashi and Sakuyama (2025)

2022年に輸出制限的措置を発動した30か国をみると（第1表），ほとんどが新興国や途上国によるものである。また，純輸出国のみならず，純輸入国でも発動したことがわかる。こうした国の発動理由は，自国におけるフードセキュリティの構成要素である「供給可能性」及び「安定性」を確保するためであり，国外への農産物・食料の過度な流出を防ぎ，国内の食料供給量及び価格を安定させるために実施されている。第1表において，全ての国で消費者物価指数（総合）が2021年から2022年にかけて大幅に上昇した。また，消費者物価指数（食料）についてもキルギス，レバノン，クウェートで2022年に伸びが若干鈍化したものの，他の国では大幅に上昇した。

このため，国内の食料供給量及び価格を安定させるために実施された輸出制限的措置は，実際に食料価格の安定に寄与できたとは結論付けられない状況である。Djuric et al. (2014) は小麦の輸出制限的措置は小麦価格の下落に寄与していないことを指摘した。ただし，輸出制限的措置の発動国において制限を発動しなかった場合，食料価格が更に上昇したことも考えられるため，この評価は今後の更なる精査が必要である。

第 1 表 農産物・食料の輸出禁止措置の発動状況 (2022 年)

国	対象農産物・食品	開始日	終了日	対象製品の純 食品輸出国／ 輸入国	栄養不足の有病 率 (2020/22 年) (%)	CPI (全品目) の変化率 (%)		消費者物価指数 (食品) の変化 率 (%)		WTO輸出制 限に関する 通知
						2021年	2022年	2021年	2022年	
カザフスタン	小麦、小麦粉、ヒマワリの種、ヒマワリ油、砂糖、 ジャガイモ	2021/8/24～ 2022/5/23	2022/2/23～ 2023/4/28	純輸出国	<2.5	8.0	14.4	10.8	19.2	×
カメルーン	穀物、植物油	2021/12/27	2023/12/31	純輸入国	6.4	2.3	6.2	4.3	12.0	×
インドネシア	パーム油、パーム核油	2022/1/1～4/28	2022/5/22～6/7	純輸出国	5.9	1.6	4.2	2.7	6.3	×
アルゼンチン	牛肉、大豆油及び大豆粉	2022/1/1～3/13	2022/3/20～ 2024/12/31	純輸出国	5.8	48.4	72.4	49.9	74.6	×
トルコ	バター、オリーブ油、牛肉、羊肉、その他	2022/1/27～3/4	2022/9/30～ 2023/3/8	純輸出国	<2.5	19.6	72.3	24.3	85.7	×
キルギス	小麦、牛肉	2022/1/31～3/25	2022/9/19～ 2023/4/30	純輸入国	4.8	11.9	13.9	18.0	15.7	○
ブルキナファソ	ミレット粉、トウモロコシ粉、ソルガム粉	2022/2/23	2024/12/31	純輸入国	16.2	3.8	14.3	6.8	25.2	×
モルドバ	小麦、トウモロコシ、砂糖	2022/3/1	2022/6/24	純輸出国	<2.5	5.1	28.7	7.1	29.9	○
ハンガリー	小麦、ライ麦、大麦、オート麦、大豆	2022/3/6	2022/5/15	純輸出国	<2.5	5.1	14.6	3.4	27.8	×
ウクライナ	小麦、オート麦、ミレット、砂糖	2022/3/9	2022/5/10	純輸出国	4.8	9.4	20.2	10.8	24.4	○
エジプト	小麦、植物油、トウモロコシ、パスタ、豆類等	2022/3/10～3/12	2022/9/14	純輸入国	7.2	5.2	13.9	4.6	21.0	×
セルビア	小麦、トウモロコシ、その他	2022/3/10～4/20	2022/4/20～ 2024/12/31	純輸入国	<2.5	4.1	12.0	4.5	16.6	×
モロッコ	トマト	2022/3/12	2022/4/30	純輸出国	5.6	1.4	6.7	0.6	10.4	×
アルジェリア	パスタ、植物油、その他	2022/3/13	2024/12/31	純輸入国	<2.5	7.2	9.3	10.1	12.7	×
ロシア	小麦、ライ麦、大麦、トウモロコシ、菜種、ヒマワ リの種、砂糖、その他	2022年3/14～7/29	2022年6月30日 ～2024年12月31 日	純輸出国	<2.5	6.7	11.8	9.6	-	×
レバノン	パン、砂糖、加工果実・野菜等	2022/3/18	2024/12/31	純輸入国	-	154.8	189.4	310.7	276.1	×
クウェート	穀物、植物油、鶏肉ミール	2022/3/20～3/23	2024/12/31	純輸入国	<2.5	3.4	4.1	9.5	6.9	×
ベラルーシ	米、全粒粉、ライ麦粉、大麦粉、パスタ	2022/3/25	2022/6/15	純輸入国 (米、大 麦)、純輸出国 (ライ麦)	<2.5	9.5	15.2	9.6	16.7	×
ガーナ	米、トウモロコシ、大豆	2022/4/11	2022/10/20	純輸入国	4.9	10.0	31.3	10.3	28.8	×
チュニジア	果物・野菜	2022/4/12	2024/12/31	純輸出国	3.0	5.7	8.3	6.3	9.8	×
パキスタン	砂糖	2022/4/15	2022/12/31	純輸出国	18.5	9.5	19.9	10.5	21.6	×
コソボ	小麦、トウモロコシ、小麦粉、植物油、塩、その他	2022/4/15	2023/12/31	-	-	3.4	11.7	-	-	×
イラン	ジャガイモ、トマト、タマネギ、ナス	2022/4/27	2022/12/31	純輸出国	6.1	43.4	36.2	59.2	60.5	×
インド	小麦、砕米、砂糖、その他	2022/5/13～9/8	2024/12/31	純輸出国	16.6	4.9	5.9	3.7	6.9	×
アフガニスタン	小麦	2022/5/20	2024/12/31	純輸入国	30.1	5.1	-	-	-	×
マレーシア	鶏肉、鶏 (生体)	2022/6/1	2022/8/31	純輸入国	2.7	2.5	3.4	1.8	5.4	×
バングラデシュ	米	2022/6/29	2024/12/31	純輸入国	11.2	5.3	7.7	5.3	7.4	×
ジョージア	小麦、大麦	2022/7/4	2023/7/1	純輸入国	2.9	9.6	11.9	10.8	16.8	×
中国	コーンスターチ	2022/10/2	2024/12/31	純輸入国	<2.5	0.9	2.0	-1.7	2.5	×
ボリビア	大豆、大豆ミール、牛肉、砂糖、その他	2022/10/30	2022/11/21	純輸出国	19.4	0.7	1.7	0.6	1.4	×

資料：IFPRI(2023), FAO et al. (2025), OECD(2023), Ha et al.(2023)より Koizumi, Furuhashi and Sakuyama (2025) 作成。
注. タジキスタン、コソボ、アフガニスタンについては CPI 総合上昇率のデータである。

3. 農産物・食料の輸出制限的措置による世界のフードセキュリティに与える影響

FAO et al. (2025) によると、世界の人口に占める栄養不足人口の割合は、2005 年の 12.3% から 2017 年には 7.6% に低下したものの、2022 年には 9.2% まで上昇している。こうした輸出制限的措置は世界のフードセキュリティの構成要素のうち量的充足である「供給可能性」に影響を与えるとともに、「ポリティカル要因」⁽²⁾ として、農産物・食料価格の変動を通じて、フードセキュリティの構成要素である「安定性」に影響を与えることが考えられる。なお、食料価格の上昇は、所得、エンゲル係数、家計における主食支出割合の相違によって、先進国よりも開発途上国、そして、所得階層が比較的高い階層よりも低い階層に大きな影響を与えやすい点に注意が必要である。

主要輸出国の輸出制限的措置は、2 つの経路で世界的なフードセキュリティに悪影響を及ぼす。第 1 に、輸出制限的措置による市場供給への直接的な影響である。第 2 に、輸出

制限的措置による価格下落を通じて国内の生産および投資意欲を低下させるという間接的な影響である（Götz et al., 2013）。したがって、国内農産物の価格低下は、農業投資のインセンティブ低下により、将来の農業生産が中長期的に不安定化する可能性がある。このため、食料の「入手可能性」と「安定性」に悪影響を及ぼすリスクがある。

一方、Baffes et al. (2015)は輸出制限的措置による国内農産物価格低下は、都市住民に恩恵をもたらすものの、農業生産者には負の影響を与えることを指摘した。また、農産物価格低下は農業投資を抑制することで将来の農業生産が減少するリスクとなる（Koizumi and Furuhashi, 2022）。このため、国内農産物価格の低下は農業投資インセンティブの低下により将来の農業生産の不安定性を招くことから、「供給可能性」と「安定性」にも影響を与えることが考えられる。

輸出制限的措置の多くは、これまで、短期の実施のため、中長期的には世界の食料需給に大きな影響を与えないものと考えられてきた。しかし、短期の輸出制限的措置であっても中長期的に世界食料需給やフードセキュリティに影響を与えることが OECD から指摘された（Deuss, 2017）。輸出制限的措置は、発動国のフードセキュリティの確保に寄与してきたとしても、他の国や世界のフードセキュリティを脅かすことが考えられる。このため、輸出制限的措置は世界のフードセキュリティにも影響を与えるリスク要因として、国際社会が協調した政策対応を行う必要がある。

4. 農産物・食料の輸出制限的措置への政策的対応

輸出制限的措置と世界貿易機関（WTO）ルールとの関係では、関税及び貿易に関する一般協定（GATT）第 11 条「数量制限の一般的廃止」により、関税その他の課徴金以外のいかなる禁止又は制限は新設・維持してはならないとされている。ただし、加盟国は各協定の規定に基づき例外的に輸出の禁止および制限のための措置をとることができる。さらに、WTO 農業協定第 12 条では、「輸出の禁止又は制限を新設する加盟国は、当該禁止又は制限が輸入加盟国のフードセキュリティに及ぼす影響に十分な考慮を払う」こと及び「輸出の禁止又は制限を新設するに先立ち、農業に関する委員会に対し、実行可能な限り事前かつ速やかにそのような措置の性質及び期間等の情報を付して書面により通報する」ことを遵守することとしている。ただし、食料純輸入途上国の事前通報義務は適用除外されている。なお、WTO ルールの詳細については附属資料を参照されたい。こうした状況において、国際社会としては、輸出制限的措置のモニタリングを強化することが求められている。このため、AMIS（農産物市場情報システム）や IFPRI（国際食料政策研究所）は、食料市場及び関連政策の透明性の確保のため、輸出制限的措置を厳しく監視・公表して、モニタリングの強化を図っている。

フードセキュリティは、関連する多くの要因に由来し、多様な事象となって現れる。このため、FAO では、2013 年以降、31 の指標から成るフードセキュリティ指標を導入し、フードセキュリティを構成する 4 つの側面を個別に評価することを通じて、世界各国・地域別

のフードセキュリティの評価を行っている（第2表）。ただし、現在の FAO の指標においては、世界のフードセキュリティに対する輸出制限的措置のリスクが考慮されていないという問題点がある。このため、輸出制限的措置を世界のフードセキュリティのうち「供給可能性」、「安定性」及び「物理的・社会的・経済的入手可能性」における重要なリスクとして位置付け、新たな FAO の指標を導入することが急務であると考ええる。

第2表 フードセキュリティの構成要素

四大構成要素	フードセキュリティ指標
供給可能性 (Availability)	平均食事エネルギー供給充足度
	平均食料生産額
	穀物・根茎類由来の食事エネルギー供給割合
	たんばく質供給量平均値
	動物由来たんばく質供給量平均値
物理的・社会的・経済的入手可能性 (Access)	道路全体に占める舗装道路率
	道路密度
	鉄道密度
	国内総生産（購買力平価ベース）
	国内食料価格指数
	栄養不足蔓延率
	貧困層の食料支出割合
	食料不足の深刻度合
安定性 (Stability)	食料不足の蔓延率
	穀物輸入依存率
	灌漑された耕作地率
	商品輸出総額に対する食料輸入額の割合
	政治的安定性・争乱/テロ行動がない状態
	国内食料価格の不安定性
	1人当たり食料生産変動性
適切な利用 (Utilization)	1人当たり食料供給変動性
	改良水資源へのアクセス
	改良衛生設備へのアクセス
	消耗性疾患に罹患している5歳未満児の割合
	発育不全の5歳未満児の割合
	体重不足の5歳未満児の割合
	体重不足の成人の割合
	貧血症の妊産婦の蔓延率
	貧血症の5歳未満児の蔓延率
	ビタミンA欠乏蔓延率
	ヨウ素欠乏蔓延率

資料：FAO et al. (2025)より作成

5. 農産物・食料輸出制限的措置に関する政策提言

2020年以降の輸出制限的措置は、大きく4つのカテゴリーに分類できる（第3表）。カテゴリーAおよびBの国々は栄養不足蔓延率が高いため、フードセキュリティの構成要素として、国内の食料供給と安定を確保するために輸出制限的措置を必要とする。これらの国々では、国内のフードセキュリティが深刻な状況に陥った場合、フードセキュリティを確保するための他の効果的な政策手段を持たない可能性がある。カテゴリーCの国々は純食料輸出国であり、栄養不足蔓延率が大幅に低い状況にある。国内の食料価格を低下・安定化させるために輸出制限的措置が必要となる場合があるが、こうした措置は後発開発途

上国における栄養不足人口に悪影響を及ぼす可能性がある。このカテゴリーには、ロシアやカザフスタン、アルゼンチンといった大国が含まれる。したがって、これらの国々における輸出制限的措置は、国際的な農産物および食料価格の高騰や変動を引き起こすため、市場透明性の向上など、食料価格を低下および安定化させる他の政策手段を講じるべきである。

また、カテゴリーDの国々は純食料輸入国であり栄養不足蔓延率も低いため、国内生産の強化や主食の効果的な備蓄制度の管理など、国内食料価格を低下させる政策手段を講じる必要がある。輸出制限的措置が国内のフードセキュリティの確保に役立つとしても、他国のフードセキュリティを脅かす可能性がある。また、たとえ小規模な国において少量であっても輸出制限的措置は国際穀物価格を不安定化させ、フードセキュリティの安定性に悪影響を及ぼす可能性がある。したがって、輸出制限的措置は世界のフードセキュリティに影響を与えるリスク要因であり、国際社会として協調した政策対応が必要である。

ただし、国際社会としては、すべての輸出制限的措置を規制すべきではなく、栄養不足蔓延率に応じた柔軟な対応が必要であると考え。人道的理由から、栄養不足蔓延率が2.5%を超える国々では、輸出制限的措置以外に有効な政策オプションを有していない場合がある。したがって、国際社会は、カテゴリーAおよびBの国々が発動する輸出制限的措置を規制することは望ましくない。

一方、カテゴリーCおよびDの国々のように栄養不足蔓延率が2.5%以下の国々は、国内食料価格安定のため、輸出制限的措置以外の有効な政策的オプションを有しているものと考え。このため、国際社会としては、こうした国々が発動する輸出制限的措置は、規制すべきである。しかし、WTOの農業協定第12条により、純食料輸入途上国は輸出制限的措置事前通報義務から免除されていること等から、こうした国々における輸出制限的措置を規制することは現行のWTOの制度上、困難である。

第3表 輸出制限的措置の分類

カテゴリー番号	カテゴリー内容	国
A	農産物の純輸入国であり、国内の栄養不足蔓延率が2.5%以上の国々	エジプト、カメルーン等
B	農産物の純輸出国であり、かつ国内における栄養不足蔓延率が2.5%以上の国々	インド、インドネシア等
C	農業商品の純輸出国であり、国内の栄養不足蔓延率が2.5%以下の国	ロシア、カザフスタン等
D	農業商品の純輸入国であり、国内の栄養不足蔓延率が2.5%以下の国	アルジェリア、マレーシア等

フードセキュリティは複数の関連要因から生じ、多様な事象として現れる。2013年以降、

FAO はフードセキュリティの 4 つの側面を個別に評価し、各国・地域のフードセキュリティを測定するために 31 の指標を導入した。しかし、現行の FAO の指標では、輸出制限的措置が世界的なフードセキュリティに及ぼすリスクが十分に考慮されていない。したがって、輸出制限的措置が輸入国のカロリー摂取量に与える影響を評価する指標を、FAO のフードセキュリティ指標体系に組み込むことが不可欠であると考えます。この指標を用いることで、輸出制限的措置を「供給可能性」、「安定性」及び「物理的・社会的・経済的入手可能性」の観点から、フードセキュリティ上の重要なリスクとして位置付けることができる。

6. 結論

2022 年は 30 か国の主要輸出国等が輸出制限的措置を実施したため、世界の食料価格は上昇・不安定化し、途上国を中心とする世界のフードセキュリティに大きな影響を与えることが国際社会から懸念された。こうした輸出制限的措置の多くは、自国におけるフードセキュリティを確保するため、実施されている。ただし、輸出制限的措置は、国際価格の上昇を通じて、特に、食料を輸入に依存する途上国のうち、栄養不足蔓延率が高い途上国のフードセキュリティの確保を困難にするリスクとなる。一方、発動国における国内農産物価格の下落は農家所得の減少や農業投資額の減少を通じて、農業生産の不安定性を招くリスクがある。

そのため、ある国のフードセキュリティの強化のための政策的手段が他の国のフードセキュリティに悪影響を与える可能性がある。輸出制限的措置を課す国では、国内農産物価格の下落が中長期的に農業投資や農家所得に影響を与え、農業生産の減少や不安定化を招くリスクがある。こうした措置は、特定の国の特定の品目に焦点を当てたものであっても、連鎖反応を引き起こしてより広範な国や品目に影響を及ぼす同様の政策を誘発する可能性がある。したがって、こうした政策を課す国々を早期に規制することが重要である。ただし、国際社会としては、すべての輸出制限的措置を規制すべきではなく、国際社会が栄養不足蔓延率の水準に基づき、これらの措置の発動を制限すべき国と発動もやむを得ない国を分類すべきであると考えます。しかし、現行の WTO の農業協定において、こうした国々における輸出制限的措置を規制することは制度上、困難である。

このため、国際社会としては、輸出制限的措置の発動について、AMIS や IFPRI 等のモニタリングにより今後も厳しく監視し、透明性を高めていくこと等が重要である。特に、輸出制限的措置は、ある国の特定の品目を対象にしたものが、国や対象品目が拡大するように、連鎖的に発動される傾向にある。このため、発動を初期の段階で最小限にとどめることが重要である。さらに、こうした対応を実効的に進めるためには、国際協調の枠組みの構築が不可欠である。

現在の FAO のフードセキュリティ指標では、世界のフードセキュリティに対する輸出制限的措置のリスクが考慮されていない状況にある。このため、同措置をフードセキュリティのうち「供給可能性」、「安定性」及び「物理的・社会的・経済的入手可能性」における

重要なリスクとして位置付け、新たな FAO の指標を導入することが急務であると考え。加えて、化学肥料等の農業生産資材の輸出制限的措置についても同様なリスクとして同指標に位置付けることも重要である。さらに、本研究では第 1 ～ 5 図の需給曲線について単純化して説明することを目的としたが、これをさらに詳細かつ多面的に分析することも課題である。

注（1）本部分は、輸出数量制限の説明であるが、これを含む輸出制限的措置と表記する。

（2）各国の地政学的リスクや各国政府の農業・貿易政策の変化等により、世界の食料需給に影響を与える要因のこと。

追記

本研究資料は、Koizumi, T., Furuhashi, G. and Sakuyama, T. (2025) “Impact of Export Restriction Measures in the Agricultural and Food Sector on Global Food Security”, *Japan Agricultural Research Quarterly (JARQ)*, 59(1), pp. 71-78. を和文訳し、一部解説を加えたものである。

【引用文献】

- Abbott, P.C (2012) Export Restriction as Stabilization Responses to Food Crisis. *American Journal of Agricultural Economics* 94(2):428-434. <https://doi.org/10.1093/ajae/aar092>
- Baffes, J. Kshirsagar, V., and Mitchell, D (2015) Domestic and External Drivers of Maize Prices in Tanzania. https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=2565953
- Food and Agricultural Organization (FAO) et al. (2025) The State of Food Security and Nutrition in the World. <http://www.fao.org/publications/sofi/2025/en/>.
- Deuss, A (2017) Impact of agricultural export restrictions on prices in importing countries. *OECD Food, Agriculture and Fisheries Paper* 105: 1-36.
- Djuric, I., L. Götz, and T. Glauben (2014) Are Export Restrictions an Effective Instrument to Insulate Domestic Prices Against Skyrocketing World Market Prices? The Wheat Export Ban in Serbia. *Agribusiness* 31(2): 215-228. <https://doi.org/10.1002/agr.21398>
- Götz, L., Glauben, T., and Brümmer, B (2013) Wheat export restrictions and domestic market effects in Russia and Ukraine during the food crisis. *Food Policy* 38: 214-226.
- Ha, J., Kose, A., and Ohnsorge, F (2023) One-Stop Source: A Global Database of Inflation-January 2023 version-, Policy Research Working Paper 9737:1-42.
- He, X (2021) Political and economic determinants of export restrictions in the agricultural sector. *Agricultural Economics* 53(3): 439-453. <https://doi.org/10.1111/agec.12684>
- International Food Policy Research Institute (IFPRI) (2023) COVID-19 Food Trade Policy Tracker. <https://www.ifpri.org/project/covid-19-food-trade-policy-tracker>

- Koizumi,T. and Furuhashi,G (2022) The impact of COVID-19 on Global Indica and Japonica Rice Markets: Examining by an Endogenous Agricultural Investment Model. *Japan Agricultural Research Quarterly (JARQ)*, 56(4), 357-374. <https://doi.org/10.6090/jarq.56.357>.
- Koizumi, T. , Furuhashi,G. and Sakuyama,T (2025) Impact of Export Restriction Measures in the Agricultural and Food Sector on Global Food Security. *Japan Agricultural Research Quarterly (JARQ)*,59(1):71-78.
- Martin, W. and Anderson, K (2011) Export Restrictions and Price Insulation during Commodity Price Booms. *American Journal of Agricultural Economics* 94(2):422-427.
- 松下満雄(2008)「天然資源・食料輸出制限と WTO/GATT 体制」『貿易と関税』56(11):17-27.
- 三石誠司 (2014)「アメリカの穀物輸出制限－行政資料から見た事実の整理と課題－」『フー
ドシステム研究』20 (4) : 372-385.
- OECD(2023) OECD. Stat. <https://stats.oecd.org/>
- 作山巧 (2012)「食料輸出規制の発動要因－プロビット・モデルによる実証分析－」『2012 年
度日本農業経済学会論文集』317-324.
- Timmer,C (2008) Causes of High Food Prices. *ADB Economics Working Paper Series, No. 128*.
<https://www.econstor.eu/bitstream/10419/109323/1/ewp-128.pdf>.

附属資料

農産物・食料分野における輸出制限的措置と世界貿易機関（WTO）協定との関係については、関税と貿易に関する一般協定（GATT）第 11 条「数量制限の一般的廃止」において、関税その他の課徴金以外の導入は原則として禁止されている。ただし、加盟国は GATT 11-2(a)の規定に基づき、輸出禁止・制限の例外措置を講じることができる。さらに WTO 農業協定第 12 条では、「GATT 11-2(a)に基づく輸出禁止または制限措置を実施する加盟国は、当該措置が輸入加盟国の食料安全保障に及ぼす影響を十分に考慮しなければならない」と規定されており、「いかなる加盟国も、輸出禁止または制限措置を実施する前に可能な限り事前に、当該措置の性質および期間を含む情報を農業委員会に書面で通知しなければならない」と定められている。ただし、この規定は、特定食料の純輸出国である開発途上国加盟国が当該措置を取った場合を除き、開発途上国加盟国には適用されない。

このような状況下において、2022 年の第 12 回 WTO 閣僚会議では、加盟国は世界食糧計画（WFP）が非商業的人道目的で購入する食料に対して、輸出禁止または輸出制限を課してはならないと決定した。

令和 8（2026）年 8 月 31 日 発行

農林水産政策研究所連携研究スキームによる研究[輸出制限の措置]研究資料

編集発行 農林水産省農林水産政策研究所

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-1-1

TEL 03（6737）9000

FAX 03（6737）9600
